

【ご相談・ご利用の流れ】

利用相談

申込みに必要な用紙をお渡しして、入所申込みについてご説明いたします。その後、施設内をご案内いたします。

①入所申込書

- ・ご本人またはご家族が記入して下さい。

②日常生活調査表

- ・入院、入所中の方は看護・介護職員に記入を依頼して下さい。

③施設療養情報提供書（短期入所の場合は不要です）

- ・主治医に記入を依頼して下さい。
- ・施設療養情報提供書作成は検査代や文書代が実費負担になります。

そのほかに・・・

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、医療保険証、お薬手帳、退院された方は紹介状や看護・リハビリサマリー、現在介護保険サービスを利用している方はケアプラン等もご用意ください。

利用料金等の減額・免除について

当施設は社会福祉法人であり、利用料等の支払いが困難な場合は、減額・免除の制度がございますので、ご遠慮なくご相談ください。

面談

上記申込み書類が揃いましたら面談をさせていただきます。十分な対応をさせていただくため、必ず相談員までご連絡をいただき、ご予約の上行わせていただきます。

電話：042-345-5321（相談員 松永 内堀）

面接日時：月～金曜日 午前9：00～午後4：00

検討会議



利用可否のご連絡

施設長・医師・看護師・介護スタッフ・理学療法士・栄養士・相談員で構成。毎週火曜日に行い、サービス提供（入所）の可否について検討いたします。利用申込者にサービス提供（入所）の可否をご連絡いたします。

入所待機



契約説明・入所日
についてのご連絡

けやきの郷をご利用いただけるようになりましたら、お電話にて契約説明の日時・入所の日時についてご相談させていただきます。契約説明のときに、契約書や持ち物などについて説明を行います。



入所

入所日は必ずご家族も一緒にお越しください。

※ご不明な点がございましたら、相談員までお気軽にお問い合わせください。

入所中の他の医療機関への受診は◇施設からの依頼による診療◇のみとなっています。

老人保健施設における医療

標準的な医療行為は入所中の老人保健施設が担当し、より専門的な診療は、併設医療機関・協力病院・協力歯科診療機関等との連携のもと、施設からの依頼により行われることとなっています。



いままでの「かかりつけ医」との関係

いままでの「かかりつけ医」の先生との関係は、入所中は“お休み”です。必要時は施設よりご依頼いたします。

法令上、「かかりつけ医は、入所者の方に“依頼状なし”に診療・検査・投薬・処方せんの交付等をしてはいけない」ことになっています。

かかりつけ医に迷惑をかけることとなりますので、施設の依頼なしに受診や投薬を受けることはおやめください。



外出・外泊時の医療機関受診の注意点

法令上、外出・外泊時も「治療等は入所中の施設の管理」です。

外出・外泊時（特に日・祭日や時間外）でも、一般の医療機関の受診には、施設からの依頼状が必要です。

医療機関受診の際は外出・外泊時も、まず“入所中の施設”にご相談ください。